

船舶事故調査報告書

令和3年1月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年1月12日 11時00分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市大村島西南西方沖（桃取水道） 神前灯台から真方位012° 430m付近 （概位 北緯34° 30.7′ 東経136° 48.6′）
事故の概要	漁船海宝丸は、東南東進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。 ミニボートは、操縦者が負傷し、両舷アウターチューブ上面の擦過傷等を生じ、また、海宝丸は、中央部船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年1月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 海宝丸、0.6トン ME3-64073（漁船登録番号）、個人所有 6.93m (Lr) × 1.56m × 0.51m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 平成7年1月20日 B ミニボート（船名なし）、なし なし、個人所有 約2.75m × 約1.50m × 約0.40m、合成ゴム ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年2月4日 免許証交付日 平成28年6月29日 （令和4年6月16日まで有効） B 操縦者B 男性 58歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操縦者B）
損傷	A 中央部船底外板に擦過傷

	B 両舷アウターチューブ上面に擦過傷、船外機に擦過傷、オールの折損等
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 東北東流約0.7ノット(kn)(菅島水道)</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、伊勢市所在の鉄工所での打ち合わせの後、帰港の目的で、令和2年1月12日10時30分ごろ、三重県鳥羽市和具漁港へ向け、伊勢市宇治山田港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが右舷船尾部に腰を掛けて船外機を操作し、約10knの速力(対地速力、以下同じ。)とし、船首が浮上した状態で大村島西南西方沖を東南東進中、10時57分ごろ正船首方約1,000mに船外機のプレジャーボート1隻(以下「C船」という。)を認め、左舷方に避航しようとしてやや右に針路を向けた。</p> <p>船長Aは、10時58分ごろ、左舷船首方約400～500mに、C船を認め、その南東方約50mに浮遊しているものをオレンジ色の漂流物であると考え、航行に支障がないと思いながら、同じ針路及び速力で航行を続けた。</p> <p>船長Aは、C船の動静を気にしながら、東南東進を続けたところ、11時00分ごろ、右舷側真横至近にオレンジ色の漂流物であると思っていたものがB船であることに気付き、驚いてすぐに主機を後進にかけた。</p> <p>船長Aは、A船の左舷舷縁付近に操縦者Bが浮いているのを認め、操縦者Bを抱きかかえ、C船に救助を求め、同船の船長と一緒に操縦者BをA船に引き揚げた。</p> <p>船長Aは、C船の船長に救急車の手配を依頼し、伊勢市二見町所在の船溜まりに帰航した後、操縦者Bを救急車まで運んだ。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、釣りの目的で、10時00分ごろ伊勢市二見町所在の砂浜を出発し、10時20分ごろ大村島西南西方沖の水深約35mの釣り場に到着し、船首を西方に向け、船外機を停止し、北西方約50m付近に釣りを始めたC船を確認して錨泊を開始した。</p> <p>操縦者Bは、船尾方(東方)を向いてクーラーボックスに腰を掛け、船尾方に出した釣り竿<small>さき</small>の先を見ながら釣りを行っていた。(図1参照)</p> <div style="text-align: center;"> <p>図1 B船の乗船位置</p> </div> <p>操縦者Bは、釣り上げた魚をバケツに入れたときに衝撃があり、意</p>

	<p>識が無くなり、船外に飛ばされて落水した。</p> <p>操縦者Bは、船長A及びC船の船長によって救助され、A船に引き揚げられた後、伊勢市二見町所在の船溜まりまで移送され、救急車により同市内の病院に搬送され、低体温症、右骨盤骨折、右多発肋骨骨折及び血気胸により、6か月程度のリハビリ加療が必要と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、約40年間、桃取水道を航行しているが、今まで事故発生場所付近でB船のようなミニボートを見たことがなく、同水道の水深が深いので、B船が錨泊しているとは思わなかった。</p> <p>船長Aは、本事故時、座った姿勢であり、視線が低い位置にあった。</p> <p>A船は、約10knの速力で船首部が浮上し、正船首方約20°の範囲に死角が生じていた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="699 882 1267 1308" data-label="Image"> </div> <p>写真1 A船の船首部に生じた死角の状況</p> <p>船長Aは、B船を浮遊しているオレンジ色の漂流物であると見間違え、B船が船首部の死角で見えなくなった際も、航行に支障とならないと思い、腰を上げて視線を高くするか船首を左右に振るなどして前方をよく確認していなかったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生場所付近がよく釣れる場所であったので、いつも休日はB船で本事故発生場所付近を訪れていた。</p> <p>操縦者Bは、本事故当時、長さ約1m80cmの竿で赤い旗を掲げて錨泊していたので、B船に気付いてくれると安心していただけもあり、釣りに集中していてA船が後方から接近したことに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、大村島西南西方沖において東南東進中、船長Aが、船首浮上により船首方に生じた死角がある中、左舷船首方のB船を浮遊しているオレンジ色の漂流物であると見間違い、航行に支障がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、今まで桃取水道でB船のようなミニボートを見たことがなく、同水道の水深が深いことから、ミニボートであるB船が錨泊しているとは思わなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、大村島西南西方沖において錨泊中、操縦者Bが、旗を立てていたことにより、B船に気付いてくれると思い、釣りに集中していたことから、A船が後方から接近したことに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大村島西南西方沖において、A船が東南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首浮上により船首方に生じた死角がある中、B船を浮遊しているオレンジ色の漂流物であると見間違い、航行に支障がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、操縦者Bが、B船に気付いてくれると思い、釣りに集中していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、船首方に死角が生じる状況で、浮遊物を認めた場合、先入観を持たずに同浮遊物が船であるかを、腰を上げて視線を高くするか又は船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行い、その動静を確認すること。 ・ ミニボートの操縦者は、錨泊中、旗を揚げていても釣りに集中し過ぎることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

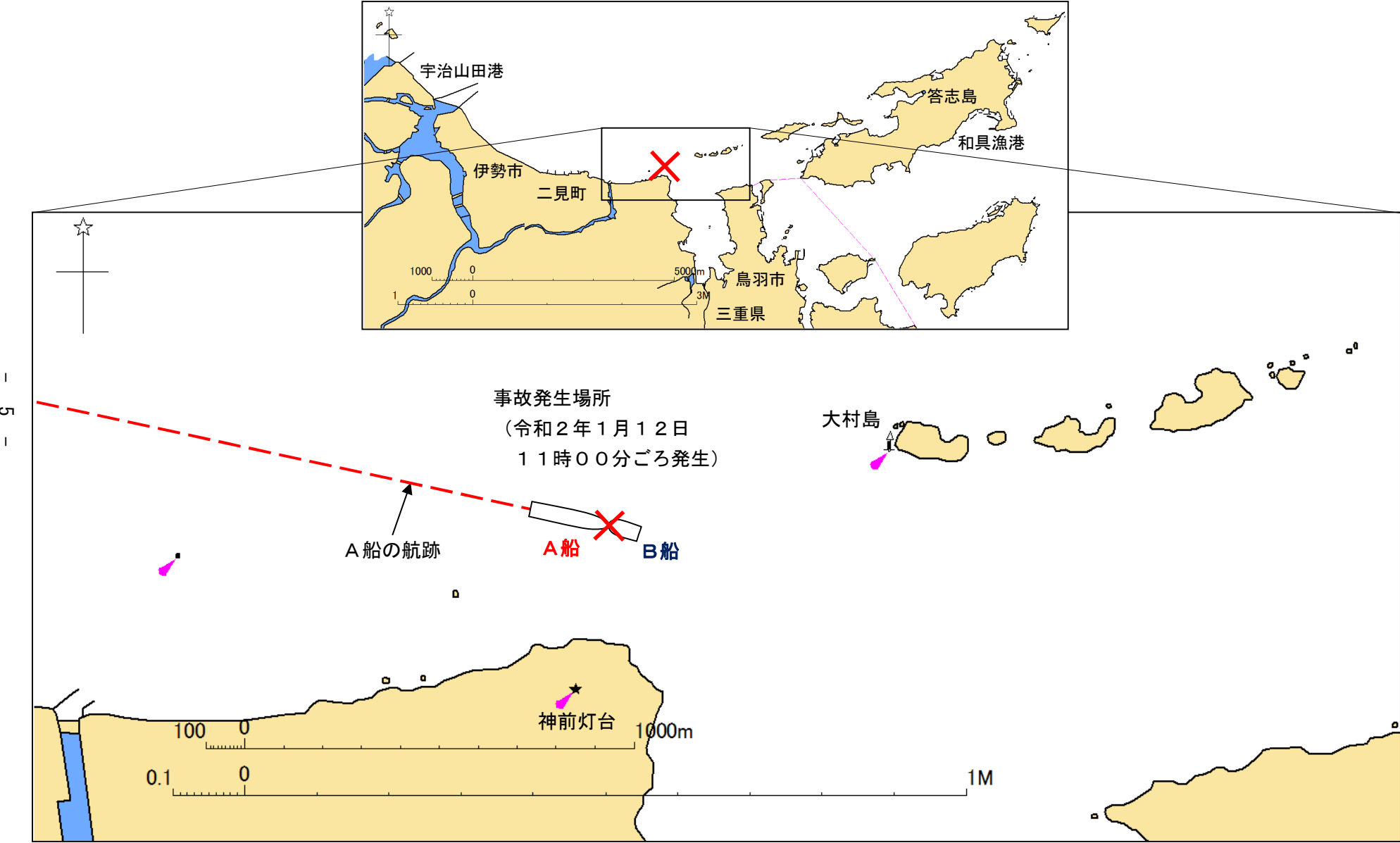


写真2 A船



写真3 B船

